

特定区域における 県税の課税免除について

事業者のみなさまへ

| ～～目　　次～～ | ページ |
|-----------------------|-----|
| I 課税免除等の概要 | 1 |
| II 申請書類の記載要領及び記載例 | |
| 1 課税免除等申請書の記載要領 | 5 |
| 2 課税免除等申請書の記載例 | 7 |
| 3 事業所全体の配置図 | 9 |
| 4 「会社の概要」等の記載要領 | 10 |
| 5 「会社の概要」等の記載例 | 13 |
| 別紙1 平面図・機械装置及び従業員の配置図 | 17 |
| 別紙2 投下資本の種類別総額 | 18 |
| 6 増加雇用者の明細書 | 19 |
| 7 月別業務別従業員数明細書 | 20 |
| 8 従業員名簿 | 21 |
| 9 特別償却をしなかった理由書 | 22 |

令和 8 年 3 月
総務部 税務課

特定区域における県税の課税免除等の概要

特定区域における産業の活性化に関する条例により指定を受けた地域（以下「特定区域」という。）において、青色申告書を提出する法人が製造業の用に供する生産設備又は県内の製造業に係る工場における事業の生産性の向上をはかるための研究開発設備を新設又は増設して事業の用に供した場合で、次の要件に該当する場合には、申請により県税の課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用が受けられます。

1 課税免除等の要件

(1) 特定区域として指定された日から令和9年3月31日までの間に新設又は増設したものであること。

(2) 生産設備又は研究開発設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が、5,000万円以上であること。

※ 生産設備又は研究開発設備を構成する減価償却資産とは、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるもののうち、製造業の用に直接供されるものに限ります。

(3) 当該生産設備又は研究開発設備を事業の用に供したことに伴って、次の①及び②の増加雇用の要件をいずれも満たしていること。

なお、これらの雇用者には、いわゆる派遣労働者は含まれません。

① 県内の総雇用者数が1名以上増加していること。

（ 当該生産設備又は研究開発設備を事業の用に供した日の前月末日における総雇用者数と当該事業年度の末日における総雇用者数を比較して判定します。 ）

※ ここでいう総雇用者とは、その住所、職種及び雇用形態の別にかかわらず県内の事務所又は事業所における全ての雇用者をいいます。

② 当該生産設備又は研究開発設備の属する事業所に係る常用雇用者数が5人以上増加していること。

（ 原則として、当該生産設備又は研究開発設備を事業の用に供した日の前後におけるその事業所に係る常用雇用者（県内において配置転換された者を除く。）数の差により算定します。 ）

※ ここでいう常用雇用者とは、県内に住所を有する者であって、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者となっている者（日々雇い入れられる者を除く。）をいいます。

2 課税免除等の対象となる県税

(1) 法人事業税

① 課税免除

当該生産設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から起算して3年以内に終了する各事業年度が対象となります。

各事業年度の従業者数等に基づく割合で求めた課税免除対象の課税標準額に税率を乗じて算定します。

② 不均一課税

課税免除期間の終了する日の翌日から起算して2年以内に終了する各事業年度が対象となります。

上記①と同様の計算方法で求めた部分の課税標準額については、税率の1/2を乗ずる不均一課税を適用します。

※ 外形標準課税対象法人については、所得割のほか付加価値割及び資本割についても課税免除等の対象となります。

この課税免除等は、確定申告時の課税標準額（分割法人にあっては、分割課税標準額）を限度として適用します。従って、修正申告等による増差額については適用されません。

(2) 不動産取得税

① 建物の課税免除

課税免除が適用される建物は、その所在する区域が特定区域として指定された日以後に取得されたものであり、製造業の用に直接供される工場用建物又は研究開発施設用建物に限られます。

※ 例えば、製造業を行う法人が工場用建物と倉庫用建物を取得した場合には、工場用建物だけが対象となります。

また、1棟の建物の中に営業部門の事務室など製造業の用に直接供されない部分がある場合には、総床面積に対する製造業の用に直接供されている部分の床面積の割合で求めた税額を課税免除することになります。

② 土地の課税免除

課税免除が適用される土地は、その所在する区域が特定区域として指定された日以後に取得されたものであり、かつ、その取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記①の工場用建物又は研究開発施設用建物の取得又は建設の着手があった場合における当該土地に限られます。

※ 当該土地の取得に係る不動産取得税については、その工場用建物又は研究開発施設用建物の課税免除対象部分の水平投影面積に相当する税額を課税免除することになります。

3 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類

- ① 課税免除等申請書
- ② 法人事業税確定申告書の写し
分割法人にあっては、課税標準の分割に関する明細書の写しを添付してください。
- ③ 事業所全体の配置図
- ④ 会社の概要、新設又は増設に係る事業計画及び事業の実績
- ⑤ 法人税法施行規則別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し

別表16が種類ごとの総額で記載されている場合は、新設又は増設した個々の資産の取得及び償却内容が分る当該明細書作成の基礎となった固定資産台帳等の写しを添付してください。

- ⑥ 増加雇用者の明細書、月別業務別従業者数明細書
- ⑦ 従業者名簿
- ⑧ 貸借対照表、損益計算書
- ⑨ 特別償却をしなかった理由書

特定区域が、過疎地域としても指定されている場合で、法人税の所得計算において租税特別措置法第45条第3項に規定する特別償却を適用しなかった場合に限り提出してください。

※ 初年度（当該生産設備を事業の用に供した日の属する事業年度）においては、課税免除等に該当するかどうかを確認するために全ての書類が必要です。（欠損等により当該事業年度の法人事業税額がない場合であっても提出してください。）

2年度目以降は、法人事業税の課税免除等の算定上必要なものですから、①、②、⑥、⑦、⑧の書類だけを提出してください。（2年度目以降のうち、法人事業税額がない事業年度については提出を要しません。）

(2) 提出期限

この課税免除等の申請書類の提出期限は、原則として法人事業税確定申告書の提出期限（提出期限が延長されている場合は、延長された期限）と同じです。

但し、初年度が欠損等により法人事業税額がないため不動産取得税の課税免除に限られる場合にあっては、当該事業年度終了の日から2ヶ月以内となりますので注意してください。

(3) 提出先

提出書類は、法人事業税及び不動産取得税の課税免除申請において併用するものですが、提出先が異なる場合には、それぞれの提出先に提出してください。

【提出先の名称、所在地及び管轄区域】

<法人事業税>

| 名 称 | 所 在 地 | 管 轄 区 域 |
|-----------|----------------------------------|----------|
| 岩手県県税センター | 盛岡市内丸11-1 (019-629-6456、6457) | 岩手県内全市町村 |

<不動産取得税>

| 名 称 | 所 在 地 | 管 轄 区 域 |
|------------|----------------------------------|---|
| 盛岡広域振興局県税部 | 盛岡市内丸11-1 (019-629-6533、6554) | 盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町 |
| 県南広域振興局県税部 | 奥州市水沢区大手町1-2 (0197-48-0548) | 花巻市・北上市・遠野市・一関市・奥州市・西和賀町・金ヶ崎町・平泉町 |
| 沿岸広域振興局県税室 | 釜石市新町6-50 (0193-25-2715) | 宮古市・大船渡市・陸前高田市・釜石市・住田町・大槌町・山田町・岩泉町・田野畑村 |
| 県北広域振興局県税室 | 久慈市八日町1-1 (0194-66-9678) | 久慈市・二戸市・普代村・軽米町・野田村・九戸村・洋野町・一戸町 |

※ 管轄区域は、課税免除の対象とならない市町を含む全市町村を記載しています。

4 その他

- (1) この課税免除については、上記3(1)の提出書類の内容を調査確認して決定するものですから、対象となる県税について申告した場合又は更正決定若しくは賦課決定された場合には、それぞれの納付期限までに納付してください。

この場合、納付した県税については、課税免除決定後に免除相当額を還付することとなります。

- (2) 法人事業税確定申告書の税額について、課税免除申請書を提出した後、或いは既に課税免除を受けた後に修正申告書を提出することになった場合又は増額更正を受けた場合には、その修正申告書の提出日又は更正通知書の指定納期限までに課税免除申請書に当該申告書又は通知書の写しを添えて申請することにより、その増差額のうち課税免除にする税額について免除を受けることができます。

なお、法人事業税確定申告書の税額について課税免除を受けた後に減額更正を受けた場合には、確定申告時の課税免除の税額が結果的に過大になることから、その相当額については、追って送付する課税免除取消通知書に同封する納付書で納付していただくこととなります。

課税免除等申請書の記載要領

| |
|---|
| 1 課税免除等申請書 |
| ① 申請年月日 課税免除申請書を提出する日を記載してください。 |
| ② 申請者 課税免除を申請する法人の本店所在地、名称、代表者の職氏名及び13桁の法人 |
| ③ 課税免除（不均一課税）を申請する県税 課税免除等を申請する税目にレ印を記載してください。 法人事業税については、課税免除等の適用を受ける事業年度を記載してください。 |
| 2 新設・増設した設備の調書 この調書は、初年度の状況に基づき作成してください。これは、課税免除等に該当するかどうかの判定の基礎となるものですから、不明な点は提出先の岩手県県税センター又は広域振興局に確認してください。 |
| ④ 事業の種類 添付書類の「会社の概要」中の事業種目を記載してください。 |
| ⑤ 事業所の名称、所在地 当該生産設備の属する事業所の名称、所在地を記載してください。 |
| ⑥ 事業の用に供した日 添付書類の「新（増）設に係る事業の実績」中の操業開始年月日を記載してください。 |
| ⑦ 事業の用に供した日の属する事業年度 上記⑥の「事業の用に供した日」の属する事業年度を記載してください。 |
| ⑧ 製造業の用に供した一の生産設備を構成する固定資産の種類別の取得価額 添付書類の「別紙2 投下資本の種類別総額」中の取得価額要件の判定欄に計上した取得価額を種類別の合計額で記載してください。 |
| ⑨ 建物 課税免除の対象となる建物について個別に記載してください。 「取得価額」欄には、添付書類の「別紙2 投下資本の種類別総額」中の該当する建物及び建物附属設備の取得価額の合計額を記載してください。 |
| ⑩ 土地 課税免除の対象となる土地について記載してください。複数筆の土地を同時に取得した場合は、「〇〇番地外」として、まとめて記載しても構いません。 「取得価額」欄には、添付書類の「別紙2 投下資本の種類別総額」中の該当する土地の取得価額の合計額を記載してください。 |

⑪ 生産設備を事業の用に供したことに伴って増加した雇用者の数

当該生産設備を事業の用に供した日の属する月の末日における当該設備の属する事業所全体の常用雇用者（県内他事業所から配置転換された者を除く。）数から、その前月末日現在における当該事業所の常用雇用者数を差し引いた人数を記載してください。

⑫ 県内の雇用者の数

当該生産設備を事業の用に供した日の前月末日における県内の総雇用者数及び当該事業年度の末日における県内の総雇用者数をそれぞれ記載してください。

課税免除等申請書の記載例

様式第2号（第7条関係）

①
令和〇〇年 5月31日

〇〇広域振興局長 様

所在地 岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地
②申請者 名称 〇〇電子工業株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇〇〇
個人番号又は法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

特定区域における県税の課税免除等申請書

特定区域における産業の活性化に関する条例第8条の規定により、次のとおり県税の課税免除（不均一課税）を申請します。

③

1 課税免除（不均一課税）を申請する県税

個人の事業税（ 年分）

不動産取得税

2 提出書類

新設・増設した設備の調書

注1 1については、課税免除（不均一課税）を申請する県税の□にレ印を付するとともに、個人の事業税にあっては対象年分を記入してください。

2 別紙を添付してください。

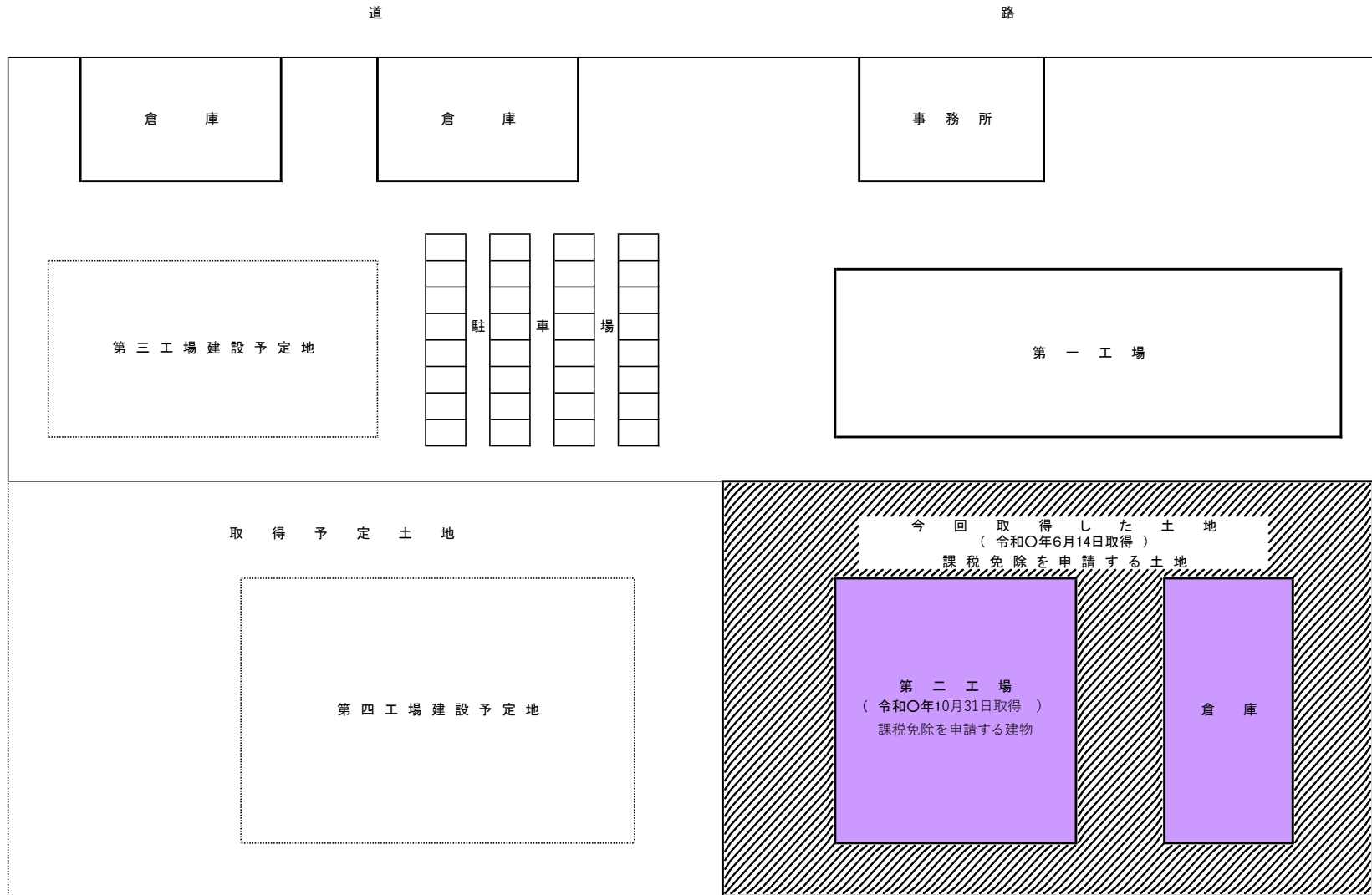
新設・増設した設備の調書

| | | | | |
|--|----------------------------------|--------------|---------|-------------------------|
| 事業の種類 | 電気機器用部品製造業 | | | ④ |
| 事業所の名称 | 〇〇電子工業株式会社 本社 第二工場 | | | ⑤ |
| 事業所の所在地 | 岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地 | | | |
| 事業の用に供した日 | 令和〇〇年11月1日 | | | ⑥ |
| 事業の用に供した日に供した日の属する事業年度 | 令和〇〇年4月1日から〇〇年3月31日まで | | | ⑦ |
| ⑧ 製造業の用に供した一の生産設備を構成する固定資産の種類別の取得価額 | 種類 | 取得価額 | | |
| | 建物 | 20,000,000 円 | | |
| | 建物附属設備 | | | |
| | 機械装置 | | | |
| | 工具器具部品 | | | |
| | | | | |
| | 計 | | | |
| 建物 | 所在地 | 種類 | 構造 | 床面積 |
| | 〇〇市〇〇町〇〇番地 | 工場 | 鉄骨造 2階建 | 2,938.50 m ² |
| 建物 | 建設に着手した年月日 | 取得年月日 | 取得の原因 | 取得価額 |
| | 〇〇. 7. 1 | 〇〇. 10. 31 | 新築 | 29,000,000 円 |
| 敷地 | 所在地 | 種類 | 地目 | 地積 |
| | 〇〇市〇〇町〇〇番地 | 工場用地 | 宅地 | 6,000.00 m ² |
| 敷地 | 取得年月日 | 取得の原因 | | 取得価額 |
| | 〇〇. 6. 14 | 売買 | | 21,000,000 円 |
| 生産設備又は研究開発設備を事業の用に供したことに伴って増加した雇用者の数 ⑩ | | | | 20 人 |
| 県内の雇用者の数 ⑫ | 生産設備又は研究開発設備を事業の用に供した日の属する月の前月末日 | | | 88 人 事業年度の末日 113 人 |

事業所全体の配置図

会社名 ○○電子工業株式会社

10



「会社の概要」等の記載要領

1 会社の概要

- (1) 会社の名称
- (2) 本社の所在地
- (3) 代表者の職氏名
- (4) 事業種目
- (5) 設立年月日
- (6) 資本金
- (7) 沿革と現況

設立から今回の新設又は増設までの主な内容（組織・商号変更、資本金の増減資、事業所の新增設等）について記載してください。

今回新設又は増設した内容については、忘れずに記載してください。

- (8) 既存工場等の所在地及び名称

既存工場等とは、今回の新設又は増設に係るもの以外の全ての工場、事務所及び営業所です。（事業年度末日現在の状況で記載してください。）

なお、既存工場等が多い場合は、本県以外のものは主なもので構いません。

2 新（増）設に係る事業計画

- (1) 設備の新（増）設計画の概要

当該生産設備を新設又は増設する目的及び計画の概要を記載してください。

- (2) 投下資本の計画額

課税免除の対象となる土地を含め、当該設備に係る投下資本の計画額について種類別に記載してください。

- (3) 生産計画

当該生産設備の操業を開始した場合における1ヶ月当たり及び事業年度ベースの数量、生産額を、生産品目ごとに記載してください。（数量及び生産額については、適宜な単位を用いてください。）

- (4) 操業開始予定年月日

3 取得等に係る事業の実績

(1) 工場等の所在地及び名称

(2) 事業の内容

(3) 平面図・機械装置及び従業者の配置図（別紙1）

工場平面図に機械装置及び従業者の事業年度末日現在の配置状況を表示したものを別紙1として添付してください。

- ・ 平面図には、区画ごとに面積が計算できるよう寸法を表示してください。（できるだけ、建築設計（竣工）図面を用いて作成してください。）
- ・ 直接従業者数が多く個々の表示が困難な場合には、各製造工程（次の（7）の工程）ごとにまとめて表示しても構いません。（例えば、「①〇〇工程〇〇人」）
- ・ 主たる事業が、電気供給業（小売電気事業を除く）、ガス供給業又は倉庫業の課税免除申請においては、従業者の配置状況の表示は不要です。

(4) 投下資本の種類別総額（別紙2）

課税免除の対象となる土地を含め、当該生産設備を事業の用に供した日の属する事業年度中に取得した当該生産設備に係る全ての減価償却資産を種類ごとに個別に記載したものを別紙2として添付してください。

なお、この新設又は増設計画の中で当該生産設備に係るものとして当該事業年度前に取得し、当該事業年度に事業の用に供した資産（当該事業年度に減価償却を開始した資産）がある場合には、その資産を含めて記載してください。

- ・ 法人税法施行規則別表16(1)、(2)又はその作成の基礎となった固定資産台帳等に記載されている事実により作成してください。
- ・ 取得価額要件の判定欄には、これらの減価償却資産（土地を除く。）のうち、製造業の用に直接供されるものの取得価額を計上してください。（建物及び建物附属設備は、工場用建物に係るものに限られるものですが、その工場用建物の中に製造業の用に直接供されない部分（営業部門の事務室等）がある場合の工場用建物とその建物附属設備については、取得価額を総床面積に対する製造業の用に直接供されている部分の床面積の割合で按分計算した価額を計上し、その計算内容（〇〇円×〇〇㎡/〇〇㎡）を備考欄に記載してください。）

(5) 新（増）設に係る増加生産額

今期欄には当該設備における生産実績を記載し、前期欄には当該事業所においてその生産品目の生産実績がある場合に限りその生産実績を記載し、増加数量及び増加生産額を計算してください。

なお、当該事業所全体で一連の生産を行っている等の事情から、当該設備単独の生産実績を区分（把握）することができない場合には、当該事業所全体の生産実績（前期：今期）により増加数量及び増加生産額を計算してください。

また、その増加生産額について、1事業年度に換算した場合の増加生産額を計算し記載してください。

(6) 新(増)設工事の開始、完了及び操業開始年月日

課税免除の対象となる土地、建物及び機械装置について、その取得年月日等を記載してください。

- ・ 対象となる土地を数回にわたって取得している場合には、最初に取得した土地の取得年月日を記載してください。
- ・ 対象となる建物が複数棟ある場合には、工場等の主要な建物の工事着工、工事完了年月日を記載してください。
- ・ 個々の機械装置の設置時期が異なる場合には、それらのうち最初の設置開始年月日と最後の設置完了年月日を記載してください。
- ・ 操業開始年月日は、実際に生産を開始した日を記載してください。

なお、この操業開始年月日は、課税免除等申請書の別紙「新設・増設した設備の調書」中の事業の用に供した日と一致するものです。

(7) 製造工程図

当該生産設備に係る製造工程の概略を生産品目ごとに記載してください。

同様の内容を示すものがある場合には、適宜取り繕って作成し、別紙として添付しても構いません。

「会社の概要」等の確認要領

1 会社の概要

- (1) 会社の名称 ○○電子工業 株式会社
- (2) 本社の所在地 岩手県○○市○○町○○番地
- (3) 代表者の職氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○
- (4) 事業種目 電子機器用部品製造業
- (5) 設立年月日 平成○○年○○月○○日
- (6) 資本金 30,000,000円
- (7) 沿革と現況
 - 平成○○年○○月 資本金1,000万円で法人設立
 - 平成○○年○○月 ○○県○○市に営業所を設置
 - ~~~~~
 - 平成○○年○○月 資本金を3,000万円に増資
 - 令和○○年○○月 岩手県○○市○○町の本社工場に第二工場を増設
- (8) 既存工場等の所在地及び名称
 - 岩手県○○市○○町○○番地 本社工場（本社事務所、第一工場）
 - 岩手県□□市□□町□□番地 □□営業所
 - 県○○市△△町△△番地 ○○工場

2 増設に係る事業計画

(1) 設備の増設計画の概要

最近の電子機器用部品の需要増加に対し、テレビ用A部品、ビデオカメラ用B部品、パソコン用のC部品及びD部品の生産能力の拡大と供給の安定を図るため、次のとおり本社工場の増設を計画しているものです。

工場建設地 岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地

(増設計画)

| | |
|------------|----------------|
| 第〇〇期計画（今期） | 隣接地を取得、第二工場を増設 |
| 第〇〇期計画 | 第三工場を増設 |
| 第〇〇期計画 | 隣接地を取得、第四工場を増設 |

(2) 投下資本の計画額（単位：千円）

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|---------|
| 土 地 | 20,000 |
| 建 物 | 25,000 |
| 建 物 附 属 設 備 | 10,000 |
| 建 築 物 | 2,000 |
| 機 械 装 置 | 40,000 |
| 工 具 器 具 備 品 | 1,000 |
| 車 両 運 搬 具 | 2,000 |
| 合 計 | 100,000 |

(3) 生産計画（単位：千台、千円）

| 品 目 | 数量、生産額 | | 1ヶ月当たり | | 事業年度ベース | |
|---------------------|--------|-------|--------|--------|---------|--------|
| | 数 量 | 生 産 額 | 数 量 | 生 産 額 | 数 量 | 生 産 額 |
| テ レ ビ 用 A 部 品 | 10 | 300 | 120 | 3,600 | 120 | 3,600 |
| ビ デ オ カ メ ラ 用 B 部 品 | 10 | 200 | 120 | 2,400 | 120 | 2,400 |
| パ ソ コ ン 用 C 部 品 | 20 | 500 | 240 | 6,000 | 240 | 6,000 |
| パ ソ コ ン 用 D 部 品 | 20 | 100 | 240 | 1,200 | 240 | 1,200 |
| 計 | 60 | 1,100 | 720 | 13,200 | 720 | 13,200 |

(4) 操業開始予定年月日

令和〇年11月1日

3 増設に係る事業の実績

(1) 工場の所在地及び名称

岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地 本社第二工場

(2) 事業の内容

最近の電子機器部品の需要の増加に対応し、第二工場を増設して、テレビ用A部品、ビデオカメラ用B部品及びパソコン用D部品の増産を開始しました。

なお、パソコン用C部品の製造ラインについては、資金上の都合から次期以降に変更しました。

(3) 平面図・機械装置及び従業者の配置図

別紙1のとおり

(4) 投下資本の種類別総額

別紙2のとおり

(5) 増設に係る増加生産額（単位：千台、百万円）

| 品 目 | 数量、生産額 | | 前期(×年3月期) | | 今季(○年3月期) | | 増 加 額 | |
|---------------------|--------|-------|-----------|--------|-----------|-------|-------|-----|
| | 数 量 | 生産額 | 数 量 | 生産額 | 数 量 | 生産額 | 数 量 | 生産額 |
| テ レ ビ 用 A 部 品 | 100 | 3,000 | 160 | 4,800 | 60 | 1,800 | | |
| ビ デ オ カ メ ラ 用 B 部 品 | 300 | 6,000 | 400 | 8,000 | 100 | 2,000 | | |
| パ ソ コ ン 用 D 部 品 | | | 200 | 1,000 | 200 | 1,000 | | |
| 計 | 400 | 9,000 | 760 | 13,800 | 360 | 4,800 | | |

≪ 事業年度ベースでの増加生産額 ≫

増設に係る生産実績月数 5ヶ月(〇〇年11月 ~ 〇△年3月)

$4,800 \text{百万円} \div 5 \text{月} \times 12 \text{月} = 11,520 \text{百万円}$

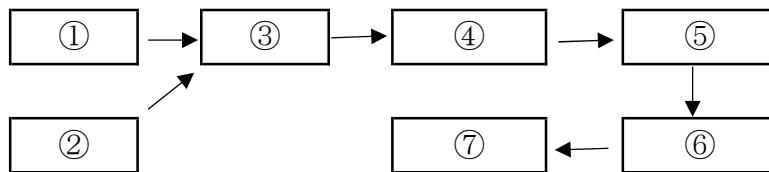
(6) 増設工事の開始、完了及び操業開始年月日

| | | | | | |
|------|---------|----|----|-----|-----|
| 土地 | 取得年月日 | 令和 | ○年 | 6月 | 14日 |
| 建物 | 工事着工年月日 | 令和 | ○年 | 7月 | 1日 |
| | 工事完了年月日 | 令和 | ○年 | 10月 | 31日 |
| 機械装置 | 設置開始年月日 | 令和 | ○年 | 10月 | 20日 |
| | 設置完了年月日 | 令和 | ○年 | 10月 | 31日 |

| | | | | | |
|--|---------|----|----|-----|----|
| | 操業開始年月日 | 令和 | ○年 | 11月 | 1日 |
|--|---------|----|----|-----|----|

(7) 製造工程図

☆ テレビ用A部品及びビデオカメラ用B部品



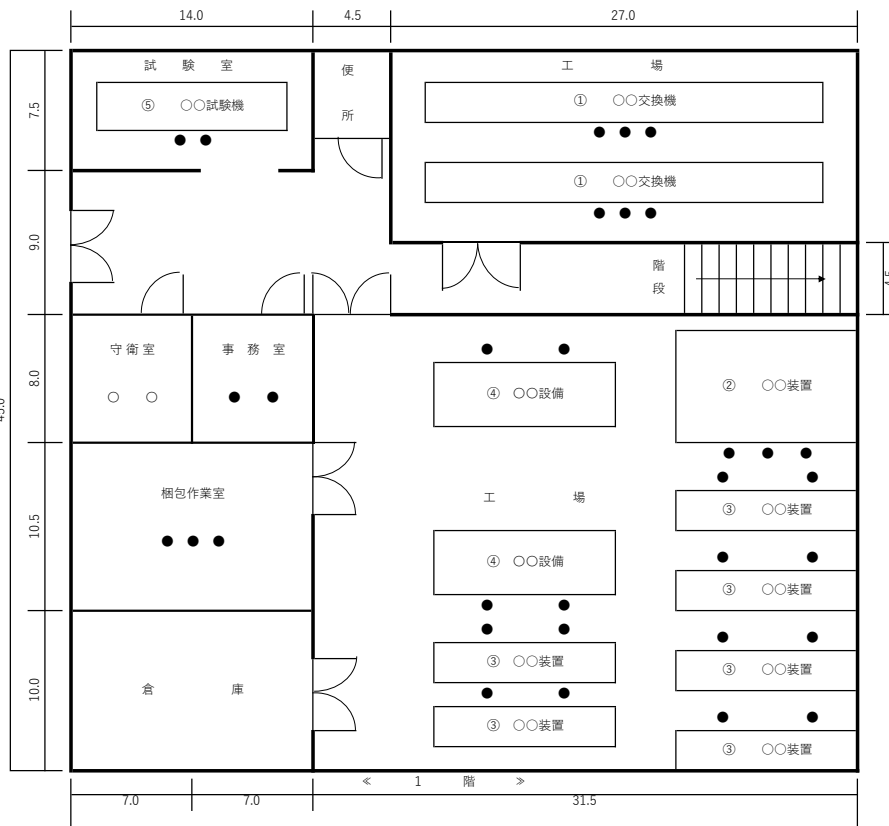
☆ パソコン用D部品



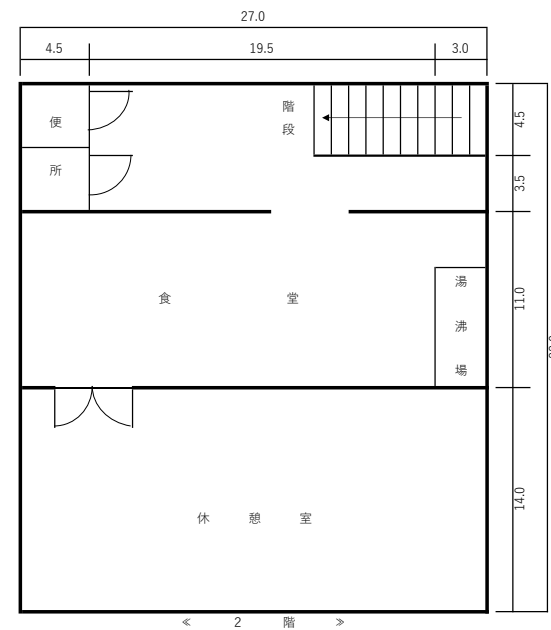
別紙1 平面図・機械装置及び従業員の配置図

会社名 (○○電子工業株式会社)

18



| リース・移設機械の名称と配置番号 | | | |
|------------------|--|------|--|
| リース機械 | | 移設機械 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |



| 床面積 | |
|-----|-----------|
| 1階 | 2,047.50㎡ |
| 2階 | 891.00㎡ |
| 計 | 2,938.50㎡ |

● = 直接従業者 (32名)
○ = その他従業者 (2名)

(注)固定資産台帳等既存の資料で内容がわかるときは、その写しで構いません。

別紙2 投下資本の種類別総額

「法人税法施行規則別表16(1)、(2)」又はその作成の基礎となった固定資産台帳と一致するものです。

会社名 (○○電子工業株式会社)

| 種類 | 取得年月日 | 減価償却開始年月日 | 取得価格 | 耐用年数 | 取得価額要件の判定 | 特別償却の有無 | 配置図記号 | 備考 |
|----------|----------|-----------|--------------|------|--------------|---------|-------|-----------------|
| 土地 | ○○・6・14 | ・ | 21,000,000 円 | 年 | 円 | 有・無 | | |
| (建物) | ・ | ・ | (26,000,000) | | (20,000,000) | 有・無 | | |
| 工場 | ○○・10・31 | ○○・11・1 | 20,000,000 | 31 | 20,000,000 | (有)・無 | | 鉄骨造(鉄骨材の肉厚4mm超) |
| 倉庫 | ○○・10・31 | ○○・11・1 | 6,000,000 | 19 | | 有・(無) | | 鉄骨造(鉄骨材の肉厚4mm超) |
| (建物附属設備) | ・ | ・ | (9,000,000) | | (9,000,000) | 有・無 | | |
| 電気設備 | ○○・10・31 | ○○・11・1 | 2,000,000 | 15 | 2,000,000 | (有)・無 | | |
| 給排水設備 | ○○・10・31 | ○○・11・1 | 2,000,000 | 15 | 2,000,000 | (有)・無 | | |
| 空調設備 | ○○・10・31 | ○○・11・1 | 5,000,000 | 15 | 5,000,000 | (有)・無 | | |
| (構築物) | ・ | ・ | (2,200,000) | | | 有・無 | | |
| 舗装工事 | ○○・11・20 | ○○・11・20 | 1,500,000 | 10 | | 有・(無) | | |
| 庭園 | ○○・11・20 | ○○・11・20 | 700,000 | 20 | | 有・(無) | | |
| (機械装置) | ・ | ・ | (42,000,000) | | (42,000,000) | 有・無 | | |
| ○○交換機 | ○○・10・20 | ○○・11・1 | 7,000,000 | 11 | 7,000,000 | (有)・無 | 1 | 2台(3,500,000×2) |
| ○○装置 | ○○・10・20 | ○○・11・1 | 13,000,000 | 11 | 13,000,000 | (有)・無 | 2 | |
| ○○装置 | ○○・10・31 | ○○・11・1 | 12,000,000 | 11 | 12,000,000 | (有)・無 | 3 | 6台(2,000,000×6) |
| ○○設備 | ○○・10・31 | ○○・11・1 | 8,000,000 | 11 | 8,000,000 | (有)・無 | 4 | 2台(4,000,000×2) |
| ○○試験機 | ○○・10・31 | ○○・11・1 | 2,000,000 | 11 | 2,000,000 | 有・(無) | 5 | |
| (工具器具備品) | ・ | ・ | (250,000) | | | 有・無 | | |
| 複写機 | ○○・11・30 | ○○・11・30 | 250,000 | 3 | | 有・(無) | | 中古 |
| (車両運搬具) | ・ | ・ | (1,800,000) | | | 有・無 | | |
| ライトバン | ○○・10・31 | ○○・10・31 | 1,800,000 | 5 | | 有・(無) | | |
| 計 | ・ | ・ | 102,250,000 | | 71,000,000 | 有・無 | | |

「課税免除等申請書」の「製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供した一の設備を構成する固定資産の取得価額」及び「その他の固定資産の取得価額」と一致するものです。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による減価償却の特例(特別償却)を受けることができる資産について、「特別償却等の有無」の欄に「無」の記載をした場合は、「特別償却をしなかった理由書」の添付が必要となります。

「平面図・機械装置及び従業者の配置図」に記載された機械装置番号を記載してください。

増加雇用の明細書

【増設前】

| | |
|------------------------|------------------------|
| [本社] | [第一工場] |
| 常 10人 他 0人 総 10人 | 常 70人 他 0人 総 70人 |

○ 総雇用者数の判定(1人以上増加)

| | | | | |
|------------------|---|--------------------------|---|-----------|
| 事業年度末日の 総雇用者数 | − | 事業の用に供した月の 前月末日の総雇用者数 | = | 増加した総雇用者数 |
| 110人 | | 85人 | | 25人 |

【増設後】

| | |
|------------------------|------------------------|
| [本社] | [第一工場] |
| 常 10人 他 0人 総 10人 | 常 62人 他 0人 総 62人 |
| ↓ 配置転換 8人 | |
| [第二工場] | |
| 常 28人 他 0人 総 28人 | |
| 採用 20人 | |

○ 常用雇用者数の判定(5人以上増加)

| | | | | | | |
|--------------------------|---|----------------------------|---|---------------|---|-----------|
| 新增設した月の 末日の常用 雇用者数 | − | 県内の他の事業 所から配置転換 された者 | − | 新增設前の従 業者数 | = | 増加した総雇用者数 |
| 100人 | | 0人 | | 80人 | | 20人 |

常…常用雇用者、他…常用雇用者以外の雇用者、総…総雇用者(常+他)

課税免除等申請書の別紙「新設・増設した設備の調書」中の、「生産設備を事業の用に供したことに伴って増加した雇用者の数」及び「県内の雇用者の数」の算定内容を記載してください。

1 総雇用者

住所、職種及び雇用形態の別にかかわらず県内の事務所又は事業所における全ての雇用者をいいます。(ただし、派遣労働者を除く。)

2 常用雇用者

県内に住所を有する者であって、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者となっている者をいいます。(ただし、日々雇い入れられる者及び派遣労働者を除く。)

月別業務別従業者数明細書

| 区分 | 業務内容(所属) 事業所の名称 | 令和〇〇年 4月 1日 から 令和〇〇年 3月31日 まで | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----------------------|-------------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | |
| 令和〇年11月1日 | 製造係 | | | | | | | | | 20 | 20 | 20 | 25 | 25 | 110 |
| | 検査・品質管理係 | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 10 |
| | 梱包係 | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 12 |
| | 製造管理係 | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 10 |
| 新設・増設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (第二工場) | 直接 従事 する 従業者 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | | 26 | 26 | 26 | 32 | 32 | 142 |
| | その他 | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 10 |
| | 小計 | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 10 |
| | 計 | | | | | | | | | 28 | 28 | 28 | 34 | 34 | 152 |
| 上記の設備の 属する事業所 の他の従業者 の数 | 名称 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 本社事務所 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 120 |
| | 第一工場 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 62 | 61 | 61 | 61 | 61 | 796 |
| | 計 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 72 | 71 | 71 | 71 | 71 | 916 |
| 県内に所在する 他の事業所の 従業者の数 | 名称 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〇〇営業所 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 96 |
| | 計 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 96 |
| 合 | 計 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 108 | 107 | 107 | 113 | 113 | 1,164 |

1 従業者

代表者、常勤や非常勤を問わず重役、顧問等の役員、アルバイト、パートタイマー、派遣労働者等を含め、県内の事務所又は事業所に従事する全ての従業者をいいます。

2 直接従事する従業者

会社の概要の「新(増)設に係る事業の実績」中の製造工程図に示す作業に従事する者及び当該工場内に配置される製造部門の管理職員、製造部門の事務職員、試験及び検査作業職員、こん包作業職員、荷造作業職員、倉庫整理作業職員等専ら製造に関連する業務に従事する者です。

従 業 者 名 簿

会社名 (○○電子工業株式会社)

No. ○

| 氏名 | 常用雇用者 (※2に該当する者) | 業務内容(所属) | 事業年度中途の入退社 | | 従業員の配置状況 | | | | | | | | | | | | | 備考 |
|-------|---------------------|------------------|------------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|---|------------|
| | | | 入社年月日 | 退社年月日 | ROO/4 | ROO/5 | ROO/6 | ROO/7 | ROO/8 | ROO/9 | ROO/10 | ROO/11 | ROO/12 | ROO/1 | ROO/2 | ROO/3 | | |
| ○○ ○○ | ○ | 第一工場 製造係 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| ○○ ○○ | ○ | 〃 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| ○○ ○ | ○ | 〃 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○○ ○○ | ○ | 〃 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○○○○○ | ○ | 〃 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○○ ○○ | ○ | 第二工場 製造係 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 第一工場より配置転換 |
| ○○ ○○ | ○ | 〃 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 第一工場より配置転換 |
| ○○ ○○ | ○ | 〃 | HO年□月△日 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| ○○ ○ | ○ | 〃 | HO年□月△日 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| ○○ ○○ | ○ | 〃 | HO年□月△日 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | | | | | | | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| ○○ ○○ | ○ | 第二工場 検査・品質管理係 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 第一工場より配置転換 |
| ○○ ○○ | ○ | 〃 | HO年□月△日 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| ○○ ○○ | ○ | 第二工場 梱包係 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 第一工場より配置転換 |
| ○○ ○ | ○ | 〃 | HO年□月△日 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| ○○ ○○ | ○ | 〃 | HO年□月△日 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 事後採用者 |
| ○○○○○ | ○ | 第二工場 製造管理係 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 第一工場より配置転換 |
| ○○ ○○ | ○ | 〃 | HO年□月△日 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| ○○ ○○ | ○ | 第二工場 守 衛 | HO年□月△日 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○○ ○○ | ○ | 〃 | HO年□月△日 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 113人 | | | | | | | | | | | | | | | | |

※1 この名簿には、『月別業務別従業員数明細書』に記載された従業員全員を記載してください。
 「従業員」とは、代表者、常勤や非常勤を問わず重役、顧問等の役員、アルバイト、パートタイマー、派遣労働者等を含め、県内の事務所又は事業所に従事する全ての従業員をいいます。
 なお、従業員の配置状況欄は凡例に従い、各月末に在籍する従業員について表示してください。
 2 県内に住所を有する者であって、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者となっている者については、常用雇用者欄に○印を付してください。
 3 当該事業年度内に入社又は退社した者については、入社年月日欄又は退社年月日欄に当該年月日を記載してください。
 4 配置転換等により所属部署が異動した場合はその内容を備考欄に記載してください。
 5 新設又は増設した設備に従事させることを予定して順次採用した従業員は、備考欄に「先行採用者」と記載してください。
 6 新設又は増設した設備を事業の用に供した後に採用し、当該設備に従事させた従業員は、備考欄に「事後採用者」と記載してください。
 7 同様の内容を示すものがある場合には、適宜取り繕って作成して構いません。

凡例
 1…第1事業年度(H.O.○.○)の新増設の生産従事者
 2…第2事業年度(H.O.○.○)の新増設の生産従事者
 3…第3事業年度(H.O.○.○)の新増設の生産従事者
 ○…上記以外の従事者

特別償却等をしなかった理由書

今期の決算において、租税特別措置法第45条第3項の特別償却を行うべきでしたが、経営上〇〇の理由から敢えて実施しませんでした。

令和 〇年 5月31日

所在地 岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地

名称 〇〇電子工業株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

※ この理由書は、課税免除等の適用を申請する当該生産設備の所在地が過疎地域としても指定されている場合で、かつ、当該工場用建物、建物附属設備及び機械装置について租税特別措置法第45条第3項に規定する特別償却を適用しなかった場合に限り提出してください。

なお、一部の資産について上記の特別償却を適用しなかった場合、或いは租税特別措置法の他の条項に規定する特別償却を適用した場合であっても提出してください。

(上記の文言はあくまで記載例ですので、実情に応じた表現で作成してください。)